

資料 5-1

アレルギー疾患対応基本方針

鹿沼市自然体験交流センター

1. アレルギー疾患を有する児童生徒への対応について

- (1) 学校の担当者は、学校生活管理指導表に基づき、交流センターでの管理・配慮、緊急時の対応について保護者と確認しておく。その際、必要に応じて<資料1>を配布する。
- (2) 各学校の担当者は、アレルギーの状況、対応、緊急時の対応について交流センターの指導主事へ報告<参考書式1>し、指導主事は交流センター全職員に周知する。

2. 食事について

- (1) 食物アレルギーの対応は行わない。献立内容や、成分についての問い合わせには応じる。
- (2) 食物アレルギーを有する児童生徒が弁当を持参することは可能であり、弁当の保管については各学校の教職員が行うこととする。
- (3) 冷蔵冷凍庫や電子レンジ等の利用は可能であり、利用料は発生しない。
- (4) 食事の準備については、各学校の教職員が行う。
- (5) 持参した弁当の食堂への持ち込みは可能である。また、別室での食事を希望する場合は柔軟に対応することとする。弁当を食堂の食器に盛り付けることもできる。

3. 寝具について

材質：綿、ポリエステル、羊毛、ウレタン、パイプ

※そば殻、羽毛は使用していない。

4. そばの取り扱いについて

- (1) 現状
 - ・調理室において、そば打ちを行っている。
 - ・そば打ちの道具について、野外炊事倉庫に保管している。
- (2) 対応
 - ① そばアレルギーを有する児童生徒は、野外炊事倉庫への入室はしない。
 - ② うどん打ちを行う場合は、そば打ちには使用していない別の専用の道具を使用する。

5. 緊急時の対応

- (1) 該当児童生徒にアレルギー症状が出た場合は、学校から伝達されている緊急時の対応の手順に沿って対応する。
- (2) 夜間にアレルギー症状が出た場合は、各学校の引率の教職員が対応し、宿直員に報告をする。報告を受けた宿直員は、所長へ報告し指示を仰ぐ。